

販路拡大

■ 下呂市公式アンテナショップのご案内

下呂市公式オンラインアンテナショップ「岐阜県下呂市湯けむりテラス」に商品を出品しませんか？

【出品する5つのメリット】

- ①初期・月額費用は0円：出店料などの固定費負担はありません。
- ②難しい操作は不要：ページ作成や受注管理は事務局が代行します。
- ③発送作業がシンプル：配送伝票は配送業者が持参します。
- ④価格設定がシンプル：希望卸価格を提示するだけです。
- ⑤下呂ブランドでの発信：SNS等の広報支援が受けられます。

【掲載対象となる商品】

- ①「下呂市特産品振興協力会」の会員であること。(新規加入OK)
- ②以下のいずれかに該当する品であること。
 - ・市内産一次産品：市内で生産された米、野菜など
 - ・市内原材料を使用した加工品：市内産原料を使用した加工品
 - ・市内で加工・製造された製品：最終工程が市内で行われた製品
 - ・市内事業者が企画立案した製品：市内で企画されたオリジナル製品
 - ・地域資源として認められる広域特産品：飛騨牛などの広域特産品

【問い合わせ】

出品に関する相談は、事務局または市役所までご相談下さい。

事務局：NPO法人みらいろ

電話：0576-20-4955

メール：mirairo.gero@gmail.com

市役所：産業振興課

ふるさと応援室

電話：0576-24-2638

人材獲得

■ 就業規則の見直しをしてみませんか？

働き方が多様化し価値観が変化した今、旧来のルールではトラブルや離職を招くリスクが高まっています。今見直すべきは「就業規則」ではないでしょうか？近年の労務トラブルの多くは「制度と実態のズレ」から生じる場合があります。働き方の多様化に合わせたアップデートを考えましょう。

育児や介護、病気治療と仕事の両立など様々な課題を持つ従業員が安心して働ける環境を作り、就業規則を「人材獲得の武器」にしませんか？

まずは、商工会にご相談ください。(tel : 62-2176)

マル経融資

■【国金】小規模事業者経営改善資金融資制度

・商工会には、「商工会の審査・推薦」によって、無担保、無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けることができる国の融資制度があります。

(対象事業者) 同一商工会の地区内で事業を行っている小規模事業者

(貸付限度額) **2,000 万円以内** (設備資金・運転資金)

(固定金利) **2.6%** (令和8年6月1日現在)

(返済期限) **10 年以内** (据置期間 2 年以内)

- 下呂市の利子補給制度を利用することで、返済開始日から
12ヶ月間の利子額が全額補助されます。

国からの お知らせ

■個人企業経済調査へご協力ください

総務省統計局では、6月1日現在で「個人企業経済調査」を実施します。

この調査は、統計法に基づく報告義務のある統計調査（基幹統計調査）です。調査をお願いする方には、国が委託した民間事業者から、調査票などを、5月下旬より郵送いたしますので、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。なお、インターネット回答では、「e-Tax」で申告した「青色申告決算書」等のデータを利用して回答することができます。e-Taxで確定申告を行った事業主の方は、ぜひご利用ください。

また、調査により集められた回答内容は、厳重に保護されますので、安心してご回答ください。



応援商品券

■下呂市暮らし応援商品券 換金についてのお願い

1. 換金期限は必ずお守り下さい（換金期限：令和8年8月31日）
2. 商工会で受付できる日時は次のとおりです。
平日 午前8時30分 から 午後5時15分
3. 換金前に、①持込される商品券の枚数を必ず確認する。
②商品券裏面にある「取扱い事業所名」に事業所名を記入する。
4. 下呂市暮らし応援商品券代金請求書に必要事項を記入する。
※代金請求書の用紙が無い場合は商工会にありますので、商工会に来ていただきご記入いただくことも可能です。

■ 消防団員を雇用する事業者への支援制度

岐阜県では、地域防災力の中核として大きな役割を果たしている消防団の活動に協力する事業所に対し、減税制度を行っています。ぜひ積極的にご活用下さい。

【制度を活用するために】

下呂市から「消防団協力事業所」の認定を受ける

<下呂市の認定基準>

- ・従業員が消防団員として、常時 1 名以上雇用している事業所
- ・従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- ・災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所
- ・その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に貢献しているなど、市長が特に優良と認める事業所

【優遇措置】

事業税額の 2 分の 1 に相当する額を控除

100 万円を限度

※消防団員数が被雇用者等の 1 割以上の場合は 200 万円を限度

【基準日・申請の時期】

- ・法人 基準日は、各事業年度の終了日。
申請時期は、終了日から 1 カ月以内まで。
- ・個人 基準日は、12 月 31 日。
申請時期は、所得税の申告期限まで。



詳しくは、右記 QR コードから岐阜県ホームページをご確認ください。

参加費無料

■ 説明会のご案内

岐阜労働局から改正労働施策総合推進法等説明会のご案内

職場におけるハラスメント対策

高山会場 6 月 22 日（月） 飛騨・世界生活文化センター

定員：70 名 時間 13：30～15：30

申込期限：6 月 15 日（定員に達し次第、受付終了）



* 補助金や専門家派遣に関する相談、その他経営に関するお悩みは
お気軽に商工会までお問い合わせください。

小坂町商工会 電話：0576-62-2176 FAX：0576-62-3916